

令和5年第1回筑紫野市教育委員会定例会

○日 時

令和5年1月26日（木）午後2時00分から午後3時03分

○場 所

筑紫野市役所 301会議室

○出席委員（5名）

教育長	上野 二三夫	教育委員	潮見 眞千子
教育委員	田代 邦夫	教育委員	牛川 由美
教育委員	久原 寛		

○欠席委員（0名）

○出席説明員（10名）

教育部長	長澤 龍彦	教育政策課長	吉開 和子
学校教育課長	高木 美智子	学校給食課長	倉掛 伸夫
生涯学習課長	檜木 理恵	文化財課長	小鹿野 亮
文化・スポーツ振興課長	益永 晃	主任指導主事	中尾 智浩
指導主事	村岡 陽子	社会教育主事	田中 翔

○出席事務局職員（1名）

教育政策課
庶務担当係長 山内 徳章

○議事日程

1. 教育委員会会議録の承認について

令和4年第12回筑紫野市教育委員会会議録（令和4年12月22日開催）

2. 教育長の報告について

3. 議案第1号 筑紫野市奨学生の選考について

議案第2号 筑紫野市奨学生の選考について

議案第3号 筑紫野市奨学生の選考について

議案第4号 筑紫野市奨学生の選考について

報告第1号 筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

報告第2号 筑紫野市立山家幼稚園利用者負担額等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 筑紫野市立学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

議案第6号 筑紫野市立学校に勤務する学校用務員の業務等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

報告第3号 筑紫野市歴史博物館設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 筑紫野市歴史博物館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

○部課長の報告について

○その他

○次回の日程 【定例会】令和5年2月22日（水）午後2時00分 筑紫野市役所 301会議室

会議録

○教育長：事務局から報告をお願いします。

○教育政策課庶務担当係長：本日の会議には傍聴者はありません。ご報告させていただきます。

○教育長：ただいまから令和5年第1回筑紫野市教育委員会定例会を開催いたします。それでは、議事日程の順序に従い、会議を進めてまいります。なお、発言は議長の許可を得た後にお願いをいたします。

日程第1、教育委員会会議録の承認の件

○教育長：令和4年12月22日開催の令和4年第12回筑紫野市教育委員会会議録について、承認することにご異議ありませんか。

○（特になし）

○教育長：ご異議なしと認めます。よって、本件については承認されました。

日程第2、教育長の報告の件

○教育長：

① 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する今後の動き及び学校の対応について（資料1）

国・・・今春、新型コロナウイルス感染症法上の位置づけを2類から5類へ移行

学校での対応については、人との距離が取れないときはマスク着用、取れるときは外していいということもありました。これについては、見直しの可能性があるということでございます。

福岡県・・・「オミクロン株対応の福岡コロナ警報」発動中。令和4年12月1日～

○「季節性インフルエンザとの同時流行に備えた取組の強化」

・コロナワクチンやインフルエンザワクチンの接種の促進

・基本的な感染防止対策の徹底

3密の回避（密閉空間、密集場所、密接場所）

マスクの着用、手洗い等の手指衛生

これらの取組を十分徹底した上で児童生徒への注意喚起を徹底すること。

② 令和4年度業績評価の開示及び面談について（資料2）

毎年この時期に、管理職を含む一般教員、それから事務官の業績評価を県のほうに報告します。1月31日が提出期限。これを受けて評価結果の開示を要求することができます。開示して、面談をしてということになります。面談をして、2月20日までには終わります。

③ 若年教員研修1年目に係る合同研修会及び閉講式について

日時：令和5年2月15日（水） 会場：オンライン開催予定（自校で参加）

④ 令和4年度筑紫地区教育論文表彰式について

日時：令和5年2月22日（水） 会場：筑紫野市文化会館

その他

・小学校の入学説明会について 2月1日から2月中旬予定

○教育長：ただいまの報告について、質疑ありませんか。

○（特になし）

○教育長：質疑を打ち切ります。

日程第3、議案第1号から4号、筑紫野市奨学生の選考について

○学校教育課長：（提案理由の説明）

○教育長：本件について質疑ありませんか。

○田代教育委員：直接内容に関係しないかもしれませんが、最初の3名の方と違って、4番目の方はかなり所得も低いわけですが、生活保護とかは受けられてないんですね。そういったときに生活保護を受けませんかといったような提案とか、そういったことはされてるのか。そういった担当の部署との話とかいうのはされているものでしょうか。

○学校教育課長：個別に学校を通して申請が上がってきている分であるので、そこまでの話を市で直接はしておりません。どちらかというと学校がその家庭の状況とか把握されているので、もし、保護者の方からご相談があれば、市のほうに相談していただければ何らかの対応はできるのではと考えてます。

○教育部長：やはりその世帯の考え方を重視しながら、学校からまた市教委のほうに相談していただいて、関係をつなげて支援をしていくとか、そういうことになると思います。

○田代教育委員：ありがとうございました。

○教育長：ほかに質疑ございませんか。

○潮見教育委員：申請をお受けするとかしないとか、認めるとか認めないとかいうのではなくて、奨学金を全部受けられて、それを返さないといけないということです。私が心配することではないと思うんですけど、そのところが何か、やはりそれも伝えてあるのかなど。それも学校のほうから伝えることなんでしょうか。

○教育部長：あくまでも奨学金の貸与になりますので、こういった奨学金については当然お返ししないといけないと、そういったところが出てまいりますので、そのことについては十分学校のほうも説明した上、ご理解いただいた上で、この申請が上がってきております。

○潮見教育委員：分かりました。

○教育長：ほかに質疑ありませんか。

○田代教育委員：最近新聞にも載っておりましたが、最終的に返済を終了するのが、五十何歳と載っていました。返し方にもよると思いますけど、最終的には本人が返済していくわけですから、親と全然関係ないことはないですけど、本人は就職したときから既に大きな負債を抱えたような状態だと思うので、借りないで済むならとは思いますが。

○潮見教育委員：ただ、それ以上踏み込むのはやはり行政としてはできないことですね。

○教育長：そうですね。サポートするのはしっかりしますが、あまり立ち入っていくと反対に関係が崩れたりということもあります。

○学校教育課長：借り終わってから6か月たって、そこから返済がスタートするということになります。そして借りの期間の3倍の期間で返すという、3倍以内ですね。その中で返済計画を立てての返還になりますので、途中で、何らかの事情があって支払いが厳しいときは少し猶予であるとか、また返済額の相談とかですね。そういうところは、受けておりますので、無理のないような返済をしていただけるようにはしております。

○教育長：ほかに質疑ありませんか。

○（特になし）

○教育長：質疑を打ち切ります。本件を承認することにご異議ありませんか。

○（特になし）

○教育長：ご異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり承認されました。

日程第3、報告第1号から2号、議案第5号から6号、条例等の一部改正について

○学校教育課長：（提案理由の説明）

○教育長：本件について質疑ありませんか。

○田代教育委員：すいません、3番目のスポーツの日を最終日とする5日間というのと、含む5日間というのは、どう違って来るんですか。

○学校教育課長：スポーツの日というのが土日のその次の日になるんですけど、その日までがお休みとなると、翌日から学校が始まるような形になります。この「を含む」というふうにしたら、スポーツの日の次まで秋季休業日とかにすれば、学校閉庁日として、先生方は1日そこを休暇に充てられることになります。中体連が3連休とかなりますね。そこで中体連の大会とかに先生方が行くような状況が今ありまして、その中体連の大会が終わったすぐ翌日からまた後期が始まってしまうというような形になってしまうので、もう1日秋季休業日としてお休みにすることで、先生方が1日お休みすることができて後期が始められるというような、そういった形で、

最終日がスポーツの日ではなくて、少しそこを年によって動かすことで、学校の閉庁日を決めてあげられるようになります。

○田代教育委員：要は火曜日が休めるようになるということですか。

○教育長：そういうことです。

○学校教育課長：そこまでとするのか、その次の日とするのかというのは、また決められるように、少し流動的になります。

○牛川教育委員：木金土日月という休みが、例えば金土日月火というふうに移動が可能というふうに考える。

○学校教育課長：そうです。

○教育長：ほかに質疑ございませんか。

○潮見教育委員：よろしいですか。用務員さんの業務内容というところで、教育政策課にあるのと、学校教育課にあるのではどのように違うのですか。

○学校教育課長：学校用務員さんの業務が、例えば校舎内外の整備であるとか、学校の施設整備の管理とか、それだけではなくて給食の業務とかもあるんですけども、学校教育課が所管している事務をされているわけではなくて、どちらかという教育政策課のほうで所管している事務に携わることが多いので、指示を出したりすることも学校教育課としてはほぼなくて、教育政策課のほうで直接お話しされたりすることが多いということです。

○教育政策課長：営繕とかは教育政策課のほうで持っているんですけども、営繕に関する事とか、今回でしたら凍結防止の対応をしてくださいますと指示したりするのですが、教育政策課のほうから用務員さんたちに指示しています。今までこちらから指示をするけども、所属が学校教育課になっていたのも、業務内容に合わせて、教育政策課のほうに所管を変更したということなんです。

○教育政策課長：学校用務員のほとんどが会計年度任用職員で、そちらの採用とかは教育政策課で行っていますが、正規職員の学校用務員だけが昔から学校教育課に配置になっていました。それを整理しようということで今回改正させていただくものです。

○潮見教育委員：分かりました。

○久原教育委員：放課後児童生徒の関係の条例と、それから次の山家幼稚園の利用者負担額等の件が出てますけど、この件は法にのっとった形でされていると思いますが、今年初めから総理大臣のほうから、子ども支援の倍増とか、それから東京都では知事からとか、そういうことでこういう対応が強化される形が出てきてると思います。今後いろんな変化とか、倍増に伴っていろんな手当が出てきたり、施策の変化ということが出てくるとは思います。そういうところも含めて、いろんな形での見直しも必要になるのかなという気がしています。例えば、ちょっと難し

いこともあるんですけど、放課後児童生徒の受入れを宗像市なんかはコミュニティが持っているところがあります。これ、法人化を今してるから非常にそこの関連も難しいところもあるとは思いますが、いろんな形で今後変化が出てくることを視野に入れながら方向性を考えていくのがこれから必要なと思いましたので、少しこれを見ながら感じたことを述べさせていただきました。

○教育長：ありがとうございました。ほかに質疑ございませんか。

○（特になし）

○教育長：質疑を打ち切ります。本件を、承認することにご異議ありませんか。

○（特になし）

○教育長：ご異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり承認されました。

日程第3、報告第3号、議案第7号、条例等の一部改正について

○文化財課長：（提案理由の説明）

○教育長：本件について質疑ありませんか。

○田代教育委員：博物館法というのが廃止になったのですか。

○文化財課長：博物館法の一部改正でございます。その改正が生じたことによりまして、本市におきます博物館の条例と規則も合わせまして改正をするということでございます。博物館法は廃止ではございません。

○田代教育委員：ということは、地方自治法の中にその分の規定があるということですか。

○文化財課長：地方自治法の、先ほど申しました244条の2の中に「公の施設の設置及び管理に関する事項を条例で定めなければならない」という規定がございますので、今回の博物館法以前の旧博物館法ですと、設置の根拠が博物館法のみであったわけでありまして、今般の社会教育法に加えて文化芸術基本法の精神に基づくとということで、博物館が非常に役割が多様化、高度化しているということで、その流れの中で法改正があつてということになります。その流れの中で博物館法のみを設置根拠があつたものが廃止になりまして、これが博物館法の18条でございますけれども、地方自治法の公の施設の設置及び管理に関する条文に根拠が変わるということでございます。

○田代教育委員：分かりました。

○教育長：ほかに質疑ございませんか。

○（特になし）

○教育長：質疑を打ち切ります。本件を、承認することにご異議ありませんか。

○（特になし）

○教育長：ご異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり承認されました。以上

で本日の議事はこれにて終了いたします。続きまして、各課等からの報告を受けたいと思います。

○教育部長：

令和4年度になりまして、コロナ禍においてもようやく、いろんな工夫をしながら教育行政のいろいろな事業を進められるようになってきたところでございます。今年に入りまして、2類から5類に移行されるという国の方向性もあり、教育行政についてはいろんな影響が出てくるのではないかなといったところが予想されますので、教育部6課、職員全員一丸となって協力しながら、また何かありましたらご相談させていただきますので、今年もどうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○教育長：ありがとうございました。

○教育政策課長：

お手元にチラシを置いておりますが、2月の人権講演会のご案内です。3年間、いろいろな諸事情で開催することができませんでしたが、今回は開催する見込みとなりましたのでご案内いたします。

日時が2月25日土曜日、午後1時から3時まで、会場が筑紫野市文化会館の大ホールでございます。講師は山口裕之さんということで、マザー・アース人権啓発研究所を主宰されてる方となります。皆さんのほうにご案内申し上げますので、ご来場いただきますようお願いいたします。

以上です。

○教育長：2月25日は何名で予定していますか。

○教育政策課長：今のところは通常どおり800人で予定しております。

○教育長：分かりました。よろしくお願いいたします。

○学校教育課長：

9月の補正予算で通っておりましたICT環境整備のほうが少し進んでおりまして、今、中学校の整備のほう、今週中に大体終わる予定です。Wi-Fiの環境がよくなるのではないかといいところ。小学校は、恐らく2月中旬頃までに整うのではいいところ。つながりともよくなって、これからまた活用が進むのではないかなというふうに考えています。

以上です。

○教育長：ありがとうございます。

○学校給食課長：

項目が二つございます。献立表と高騰対策ですが、献立表については、12ページから15ページに記載をしております。ご覧いただければと思います。

1点だけ、2月24日に小中学校とも選択献立というのを準備しておりましたが、子どもさん方に、メンチカツか、さばみそホイルを選択して提供するというをしておりましたが、このさばみそホイル、これは子どもさん方に昔から人気のメニューなんですけれども、こちらがコロナの影響でメーカーさんのほうが終売にすると、販売を一時休止するというようなことで、コロナによる人手不足というようなことがあったようです。そのため、選択ということではなくて、シンプルに分かりやすく、もう皆さんメンチカツを食べていただくということで学校のほうに連絡を取っているところでございます。少し献立表からは変わりますけれども、そういう対応をして運営をする予定です。

続きまして、最終ページ、16ページの物価高騰対策事業でございます。12月の金額が算定できましたので、12月の欄に入れております。

結果、小学校で言いますと209万8,554円、中学校で行きますと57万5,483円を一般会計のほうから支出をしております。合わせて267万4,037円でございます。

報告は以上になります。

○教育長：ありがとうございました。

○生涯学習課長：

本日この後、教育委員の研修ということで、地域学校協働活動について、生涯学習課が担当で研修させていただきますので、ご参加のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○教育長：ありがとうございました。研修会、しっかり頑張りましょう。

○文化・スポーツ振興課長：

お知らせでございます。先月も少しお話ししたと思いますけれども、再来週、2月5日、今年度最後のイベントの駅伝大会がございます。現在39チームが参加を予定しているところでございます。

コロナ対策のため、チーム数も制限をしております、区間も7区から5区と短めにしております。時間帯を短縮するためにそういう工夫をしながら、イベントを行う予定にしております。

以上です。

○教育長：ありがとうございました。寒い時期でもありますけど、しっかり頑張って、声援をお

願います。

○文化財課長：

先月もご報告しておりましたが、歴史博物館のほうで、市制施行50周年記念の年4回企画している展示会の最後の展示会「筑紫野市のうつりかわり一街の変化と文化財―」ということで、1月7日から開幕をしておりますので改めてご報告をさせていただきます。

会期は3月31日までですが、来月の教育委員会終了後に、委員の先生方にご視察をいただく予定で段取りしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、先週の金曜日20日ですけれども、マスコミのほうで比較的大きく、西日本新聞ですが取り上げていただきましたので、非常にお尋ねとか観覧者の方が開幕から多くなったということで、非常にありがたく思っております。

特に、九州産業高校の部活動の中で、江戸時代の甕棺の出土した記録をしたものが古文書であったということで、存在は私どもも承知しておりましたが、行方が不明になっていたというものを高校生たちが部活動で見つけてきたというようなことで、早速私どもも旧所有者様にお話をさせていただいて、資料の保護の観点から博物館のほうに寄贈いただいたということで、それも新聞等で大きく取り上げられております。

そういったものは絵画資料なものですから本物を展示することがなかなか困難な状況がございますので、今回の展示会で本邦初公開でお出しをして、そして多分この後はレプリカを作りまして展示していくと。本物はもう色が退色しますので展示できないということになりますから、それも目玉の一つではないかなというふうに考えておりますので、来月の視察のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○教育長：楽しみにしております。ありがとうございます。

○社会教育主事：

社会教育委員研修会については、9市7町から皆さん来ていただいて、盛況だったと思います。今、DVDについて、筑紫よかまち協議会の方にお願ひして、実際もう現物はできております。あと報告書を作成途中でございます。2月には皆様にDVDと報告書を併せてお配りできると思いますので、その際はぜひ一度目を通していただいて、また、この研修会、この後の研修会も含めて、地域学校協働活動についての理解を深めていただければと思います。

以上です。

○教育長：ありがとうございました。

○教育長：それでは、各課等からの報告を終わりたいと思います。続きまして、その他に移りたいと思います。教育委員の皆様、また、部課長からあればお願いします。

○田代教育委員：先ほどの小鹿野課長の報告の中で、すいません、内容と違うんですが、二つの案件があって、一つが報告事項で、一つが議案事項となってるんですが、どうしてこれが報告事項であったり議案事項であったり、内容を見ると反対じゃないかなと思うような感じもするんですけど。

○文化財課長：最初のページの目次で見ていただくと、下から二つ目ですね。報告第3号、筑紫野市歴史博物館設置条例は、市の条例でございます、3月の今度の議会に上程する形になりますので、教育委員会には報告という形でございます。

次の議案第7号でございますが、これは博物館の管理運営規則で、教育委員会の規則になりますので、こちらのほうはこの教育委員会の議案という形になっております。ですから、条例と規則が順番からすると逆みたいな感じになるんですけども、そのようになっています。

○田代教育委員：ありがとうございました。

○教育長：ほかに質疑ございませんか。

○（特になし）

○教育長：今日は、令和5年の1回目ということで、どうぞ一つ、1年間よろしく申し上げます。

それでは、これもちまして、令和5年第1回筑紫野市教育委員会定例会を閉会といたします。